

令和5年度茨城県後発医薬品使用促進事業実施要綱

(目 的)

第1条 政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用促進を進めており、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、国、都道府県及び関係者が行うべき取組を示した。

その後、後発医薬品の使用促進については、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」との目標が定められ、引き続き後発医薬品の使用促進のための取組を推進することとされている。

本要綱は、後発医薬品の使用促進のための事業を実施し、本県において、基本方針に掲げられた目標を達成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、薬務課とする。

(実施期間)

第3条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(事業内容)

第4条 薬務課の事業内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議の開催
- (2) 後発医薬品の使用に係る実情把握
- (3) 後発医薬品の普及啓発
- (4) その他後発医薬品の使用促進に係る事業

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。